

# 相続登記の相談は 司法書士相続登記相談センターへ。

相続した不動産を守るには、登記が必要です。

「相続登記がされていないことのお知らせ」が届いたのですが？

全国の法務局で、長期間相続登記がされていない土地を調査しています。その調査で判明した法定相続人の1名に、相続登記を促す目的で法務局から通知書を送付しているのです。

この後、どうすれば良いでしょうか、すごく不安です。

ご安心ください。  
司法書士にお気軽にご相談ください！  
司法書士は相続登記の専門家です。



司法書士  
150th  
ANNIVERSARY

令和4年 司法書士制度は  
150周年を迎えます

市民と共に150年、  
相続登記は司法書士へ



予約受付フリーダイヤル

いさんのなやみに

0120-13-7832



平日午前10時から午後4時まで

司法書士は相続登記の専門家



日本司法書士会連合会